

変更後

議場及び委員会室への電子機器類の持ち込みについて

変更後（案）

- (1) 携帯電話、高機能携帯電話（スマートフォン）、パソコン、タブレット端末（アイパッド等）等の電子機器類の持ち込みを禁止する。
ただし、議長から貸与されたタブレット端末及び区から貸与されたパソコンについては、この限りではない。
- (2) 委員会でのパワーポイント、プロジェクターの使用に伴う、パソコンの持ち込みについては、原則禁止する。
ただし、効果的な説明その他の理由により委員会の許可を得たときは、この限りでない。